

# 久留米広域合併協議会（第10回）次第

日時：平成15年10月18日(土)  
15時00分～

場所：久留米リサーチセンタービル 1階

## 1．開 会

## 2．報告事項

- (1) 報告第15号 第9回協議会以降の協議会活動について

## 3．協議事項

- (1) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (2) 第17号議案 地域審議会の取扱いについて
- (3) 第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて
- (4) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて
- (5) 第20号議案 新市の名称について
- (6) 第21号議案 新市の事務所の位置について
- (7) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (8) 第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (9) 第24号議案 特別職の身分の取扱いについて
- (10) 第25号議案 条例、規則等の取扱いについて
- (11) 第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて
- (12) 第27号議案 道路事業に関する取扱いについて
- (13) 第28号議案 公共交通に関する取扱いについて
- (14) 第29号議案 土地利用に関する取扱いについて
- (15) 第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについて
- (16) 第31号議案 社会教育事業の取扱いについて

## 4．その他

## 5．閉 会

# 久留米広域合併協議会(第10回)議案等

## 《報告事項》

報告第15号 第9回協議会以降の協議会活動について P 1 , 2

## 《議案》

- 第15号議案 地方税の取扱いについて (第8回協議会議案等 P 46 ~ 52)  
(第9回協議会議案等 P 3 , 4)  
P 3 ~ 5
- 第17号議案 地域審議会の取扱いについて (第9回協議会議案等 P 11 ~ 14)
- 第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて  
(第9回協議会議案等 P 15 ~ 20)
- 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて  
(第9回協議会議案等 P 21 ~ 25)
- 第20号議案 新市の名称について P 6 , 7
- 第21号議案 新市の事務所の位置について P 8 , 9
- 第22号議案 町名・字名の取扱いについて P 10 ~ 12
- 第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて P 13 ~ 16
- 第24号議案 特別職の身分の取扱いについて P 17 ~ 19
- 第25号議案 条例、規則等の取扱いについて P 20 ~ 22
- 第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて P 23 ~ 25
- 第27号議案 道路事業に関する取扱いについて P 26 ~ 30
- 第28号議案 公共交通に関する取扱いについて P 31 ~ 33
- 第29号議案 土地利用に関する取扱いについて P 34 ~ 37
- 第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについて P 38 ~ 41
- 第31号議案 社会教育事業の取扱いについて P 42 ~ 46

報告第15号

第9回協議会以降の協議会活動について

第9回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

## 第9回協議会以降の協議会活動について

### 《小委員会活動》

9月27日 「議会の定数及び任期に関する小委員会」第4回会議

### 《会議》

10月14日 合併協議会幹事会(第10回) 合併協定項目の第10回提出議案  
協議会(第10回)開催要領(案)など

### 《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っており、第10回協議会に提案する合併協定項目に関し、4部会(都市産業部会、総合調整部会、総務部会、教育文化部会)が開催されました。

また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

- 9月17日 財政調整WG、ネットワークWG
- 9月18日 収納消込システムWG
- 9月19日 農家台帳システムWG
- 9月24日 農業委員会分科会
- 9月25日 収納消込システムWG
- 9月26日 保健情報システムWG
- 9月29日 新市建設計画策定会議、電算調整会議、人事調整会議、企画調整会議、固定資産税WG
- 10月 1日 固定資産税WG、収納消込システムWG
- 10月 2日 都市計画分科会、土木分科会、住基WG、外登WG
- 10月 6日 社会体育分科会
- 10月 7日 社会教育分科会、人権・同和分科会、図書館システムWG
- 10月 8日 都市産業部会、学校教育分科会、文書分科会、総務WG、国際WG、財産管理WG
- 10月 9日 戸籍WG、総務(住民分科会)WG、納税WG、農家台帳システムWG
- 10月10日 総合調整部会、総務部会、ホームページWG
- 10月14日 教育文化部会

## 追加資料

### 1市4町における地方税の不納欠損処分について

#### 1市4町の不納欠損処分額

(単位：千円)

市町名	12年度	13年度	14年度
久留米市	160,905 (5.4%)	182,435 (5.5%)	222,645 (6.1%)
4町計 ( )は、 <u>不納欠損額</u> 滞納繰越分調定額	24,277 (7.1%)	23,989 (7.0%)	48,370 (13.2%)
田主丸町	1,085	1,122	12,330
北野町	3,259	6,157	1,794
城島町	14,687	7,836	23,170
三潯町	5,246	8,874	11,076

(注) 国民健康保険税(料)は、除く。

(注) 久留米市の14年度分は、見込みによる。

## 事業所税の概要

### 1. 事業所税の目的

都市には、人口及び企業が集中し、上・下水道、公園、学校、図書館などの都市基盤の整備を要する、都市特有の財政需要が多く存在する。

そこで、都市の自主財源を充実する見地から、行政サービス提供と企業活動との受益関係に着目し、人口30万人以上の都市等に所在する事務所・事業所に対し負担を求めるという趣旨で、事業所税が設けられている。

この税は、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てられる(目的税)。

( 地方税法 )

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 ~ 4 ( 略 )

5 指定都市等は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 ( 略 )

第701条の30 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

### 2. 事業所税の使途

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

### 3 . 納税義務者

事業所などにおいて事業を行う法人又は個人

### 4 . 課税標準など

資産割 事業所用家屋の床面積 1㎡につき600円 ( 1,000㎡以下は免税 )

\* 自己の所有の有無に係わらない

従業者割 従業者給与総額の0.25% ( 100人以下は免税 )

\* 障害者、60歳以上の従業者及びパートタイマー等を除く

ただし、役員は従業者として扱う

床面積及び従業者は市内にある全ての事業所などを合算

資産割若しくは従業者割のどちらか一方だけ課税になる場合もあり

### 5 . 非課税、課税標準の特例

- (1) 非 課 税 国及び公共法人、公益法人、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、中小企業の高度化のための施設など [ 法701条の34、40項目 ]
- (2) 課税標準の特例 協同組合等、国が施設として奨励するもの、広大な面積を有することが不可欠な業種のものなど [ 法701条の41、21項目 ]

### 6 . 納付方法

申告納付

### 7 . 納 期

法 人 ; 事業年度終了の日から2ヶ月以内 [ 法701の条46 ]

個 人 ; 翌年の3月15日まで [ 法701の条47 ]

### 8 . 市町村合併に伴う取り扱い

( 市町村の合併の特例に関する法律 )

第10条第2項 合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における、当該市に対する事業所税の課税団体の指定は、合併の日から5年間を行わない。( 要旨 )

第 2 0 号議案

新市の名称について

新市の名称について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	3	協定項目名	新市の名称
<b>調 整 内 容</b>			
<p>新市の名称は、久留米市とする。</p>			

第 2 1 号議案

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4	協定項目名	新市の事務所の位置
<b>調 整 内 容</b>			
<p>新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3とする。</p>			

第 2 2 号議案

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	18	協定項目名	町名・字名の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>町名・字名については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 町・字の区域については現行どおりとする。</p> <p>(2) 町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三潞町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更する。 なお、その名称については、各町の意向により合併までに調整する。</p>			

## 町・字の名称について

町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三潯町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更すると、次のような表示になります。

(現 行)	(合 併 後)
久留米市城南町 15 番地 3	久留米市城南町 15 番地 3 (現行どおり)
浮羽郡田主丸町大字田主丸 459 番地の 11	久留米市田主丸町田主丸 459 番地の 11
三井郡北野町大字中 3298 番地 2	久留米市北野町中 3298 番地 2
三潯郡城島町大字檜津 743 番地 2	久留米市城島町檜津 743 番地 2
三潯郡三潯町大字玉満 2779 番地の 1	久留米市三潯町玉満 2779 番地の 1

現在の大字名にあたる  部分の名称については、各町の意向により合併までに調整する

第 2 3 号議案

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	9	協定項目名	一般職の職員の身分の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>一般職の職員の身分については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ。</p> <p>( 2 ) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、久留米市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、1市4町の長が別に協議して定める。</p>			

## 一般職の職員の身分の取扱いについて

## 1. 職員数

平成 15 年 4 月 1 日現在の各市町の職種別職員数は、次のとおりである。

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
一般行政職	1,238	148	105	93	99	1,683
技能労務職	369	13	13	6	15	416
学校教育職	93					93
消防職	178					178
計	1,878	161	118	99	114	2,370

## 2. 給与

給料表は、各市町に共通するものとして行政職給料表及び技能労務職給料表が設定されており、それ以外に、久留米市では企業職給料表、消防職給料表及び教育職給料表（県条例を準用）を設定している。

行政職給料表の各級に格付される標準的な職務は、各市町で次のように異なっており、また、初任給基準及び昇格の基準についても各市町の制度に差異がある。

職務の級	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
1級	主事	主事	主事補	主事補	主事補
2級	主事	主事	主事補	主事補	主事
3級	主事	主事	主事	主事	主事
4級	主事	主任主事	主任主事	主任主事	主任主事
5級	主任主事	係長 主査	係長 主査	係長 主査	係長 主査 主任主事
6級	主査 主任主事	係長 主査	課長補佐 係長 主査	課長補佐 係長 主査	課長補佐 係長 主査
7級	課長補佐	課長 主幹	課長	課長 参事	課長 主幹 参事
8級	次長 課長 主幹	課長	課長	課長	課長 主幹
9級	部長	-	-	-	-

職務は代表的なものを例示。

諸手当については、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当が各市町共通であり、久留米市のみ単身赴任手当、夜間勤務手当の制度がある。

退職手当については、久留米市だけが固有の条例による支給を行っているが、他の4町は福岡県市町村職員退職手当組合へ加入しており、当該組合の条例が適用され、支給されている。

### 3. 勤務時間・休暇制度

職員の基本的な勤務時間は、全市町とも1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分である。

各市町とも、その業務に応じ、各施設等で特殊な勤務時間を設定しているが、久留米市では本庁業務に関し、勤務時間の割振りの変更を行って開庁時間の延長を行っている。

各市町とも、年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇、介護休暇については、ほぼ同一の制度内容により実施している。なお、これ以外の制度として、久留米市、三潴町にそれぞれ独自の無給休暇制度がある。

#### 【参考事例】

団体名	合併関係市町村名	合併方式 (合併年月日)	一般職の職員の身分の取扱いに関する協定項目の記述内容
新潟市	新潟市 黒埼町	編入 (H13.1.1)	(1) 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。
呉市	呉市 下蒲刈町	編入 (H15.4.1)	(1) 下蒲刈町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。

第 2 4 号議案

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	1 1	協定項目名	特別職の身分の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>田主丸町、北野町、城島町及び三渚町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、1市4町の長が別に協議して定める。</p>			

特別職の身分の取扱いについて

【参考事例】

団体名	合併関係 市町村名	合併方式	合 併 年 月 日	特別職の身分の取扱いに関する協定項目の内容
新潟市	新潟市 黒埼町	編入	H13.1.1	黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
呉市	呉市 下蒲刈町	編入	H15.4.1	下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

第 2 5 号議案

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	1 2	協定項目名	条例、規則等の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>条例、規則等は、久留米市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うものとする。</p>			

## 「条例、規則等の取扱い」に関する他協議会の事例（参考）

福山市（合併時人口 約405千人/平成15年2月合併）

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

鹿児島市（予定人口 約603千人/平成16年11月予定）

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。

甲府市（予定人口 約201千人/平成16年6月又は11月予定）

甲府市の条例及び規則を適用する。ただし、必要に応じて所要の改正等を行う。

前橋市（予定人口 約321千人/平成16年12月予定）

前橋市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。

秋田市（予定人口 約336千人/平成17年1月予定）

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

岐阜市（予定人口 約546千人/平成17年3月予定）

岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

第 2 6 号議案

国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて

国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	21	協定項目名	国際交流事業、姉妹都市の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>国際交流事業、姉妹都市については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 国際交流事業 現在実施している国際交流事業は新市に引き継ぐ。新市における青少年交流は、英語圏への中学生派遣を含め、友好・姉妹都市交流を中心とした青少年交流事業のなかで見直しを行う。</p> <p>(2) 友好姉妹都市交流 姉妹都市については、新市に引き継ぐ。 友好都市については、新市に引き継ぎ、新市において改めて検討する。</p>			

## 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて

友好都市等の締結状況及び実施事業比較表

	友好都市・姉妹都市	交流事業		その他
		派遣事業	受入事業	
久留米市	(友好都市) ・中国 安徽省 合肥市  (姉妹都市) ・米国 カリフォルニア州 モデスト市	モデスト親善大使(高校生)派遣事業 合肥市友好大使(中学生)派遣事業	モデスト交換学生(高校生)受入 合肥市中学生友好訪日団受入事業 国際親善少年サッカー大会 受入先: 中国安徽省合肥市、 韓国大邱広域市	
	(姉妹都市) ・福島県郡山市  (ふるさと協定) ・大分県日田郡前津江村	郡山市 ・子ども会による相互派遣交流 ・行政職員相互派遣交流など 前津江村 ・釈迦連峰山開きへの参加 ・筑後川源流を探せ体験ツアーなど	郡山市 ・子ども会による相互派遣交流 ・行政職員相互派遣交流など 前津江村 ・水の祭典への受入れ ・農業祭り受入れなど	
田主丸町	該当なし	無し	無し	クブチ砂漠 緑化国際貢 献ボラン ティア
北野町	該当なし	北野町中学生海外派遣国際交流事業 派遣先: オーストラリア (シドニー市、メガロングバレー)	無し	
城島町	該当なし	城島町青少年海外派遣研修事業 派遣先: オーストラリアシドニー近郊	無し	
三潁町	(友好都市) ・中国 上海市 松江区	中国上海市松江区児童生徒交流事業	中国上海市松江区児童生徒交流事業	

第 27 号議案

道路事業に関する取扱いについて

道路事業に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	38	協定項目名	道路事業に関する取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>道路事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>&lt; 建 設 &gt;</p> <p>(1) 幹線及び補助幹線道路の整備については、継続事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとし、合併後の整備については、久留米市の例を基本に統一化を図る。</p> <p>(2) 生活道路の整備については、新市域の実情を踏まえ、合併までに整備基準・箇所基準・補償基準の統一化を図り、実施する。なお、用地処理については、当分の間は現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う。</p> <p>&lt; 管 理 &gt;</p> <p>(3) 道路認定基準については、久留米市の認定要綱・認定施行細則を例に統一するが、合併以前に認定を受けているものは、新市に認定道路として引き継ぐ。</p> <p>(4) 道路等の寄付については、久留米市の例に統一した要綱に基づき処理を行うこととし、その際の測量・登記費用は行政負担とする。</p> <p>&lt; 維 持 &gt;</p> <p>(5) 舗装修繕、路面清掃、除草をはじめとした維持のあり方については、久留米市の例を基本に制度統一を図る。</p>			

## 道路事業に関する取扱いについて

## &lt; 建設 &gt;

## (1) 幹線道路整備(街路事業など)

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
用地買収	不動産鑑定等を基本に買収価格決定	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
補償基準	(九州地区用地対策連絡会に準拠した)久留米市の公共用地取得に伴う損失補償基準・細則による	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

## (2) 補助幹線道路整備

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
用地買収	不動産鑑定等を基本に買収価格決定	町独自の基準により算定(重要施策の場合は不動産鑑定による)	不動産鑑定等を基本に買収価格決定	不動産鑑定等を基本に買収価格決定	不動産鑑定等を基本に買収価格決定
補償基準	(九州地区用地対策連絡会に準拠した)久留米市の公共用地取得に伴う損失補償基準・細則による	(九州地区用地対策連絡会に準拠した)町独自の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による

(3) 生活道路整備

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
用地処理	寄付対応	買収対応	買収対応	買収対応	買収対応
補償基準	(九州地区用地対策連絡会に準拠した) 久留米市の公共用地取得に伴う損失補償基準・細則による	(九州地区用地対策連絡会に準拠した) 町独自の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による	九州地区用地対策連絡会の基準による
整備基準 (幅員)	原則4m以上に拡幅	原則4m以上に拡幅	原則4m以上に拡幅	原則4m以上に拡幅	4m以上に拡幅
箇所基準 (舗装・側溝整備対象)	原則市道 (集落内の生活道路、指定通学路、公共施設連絡道など)	原則町道 (集落内の生活道路、指定通学路、公共施設連絡道など)	原則町道 (集落内の生活道路、指定通学路、公共施設連絡道など)	原則町道 (集落内の生活道路、指定通学路、公共施設連絡道など)	原則町道 (集落内の生活道路、指定通学路、公共施設連絡道など)

< 管 理 >

(4) 新規道路の認定

要調整事項	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
認定基準等	久留米市道路認定要綱・施行細則による	田主丸町道路認定基準による	北野町町道認定の基準に関する規程・適用基準(条例)による	城島町道路条例による	三潁町道路管理条例による
認定道路の最小幅員	原則4m	原則4m	原則4m	1級 3m以上 2級 1.5m以上 3級 規定なし	規定なし

(5) 道路用地の寄付

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
寄付要件	道路認定要綱・施行細則に合致すること	道路認定基準に合致すること	道路認定基準に合致すること	私道道路の寄付採納処理に関する規程による	道路敷地寄付採納処理に関する規程による
(測量・登記)費用負担	市負担	町負担	個人負担	町負担	個人負担

< 維 持 >

(6) 道路維持

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
道路構造物、舗装の修繕	実施している (修繕：単価契約)	実施している (工事請負：随時発注)	実施している (工事請負：随時発注)	実施している (出来高精算で随時実施)	実施している (工事請負：随時発注)
後退道路の舗装整備	実施している (修繕：単価契約)	実施してない	実施している (工事請負)	実施してない	実施している (工事請負)
里道の舗装整備	実施している (修繕：単価契約)	原則実施してない(必要あれば工事発注)	実施してない	原則実施してない(必要あれば工事発注)	実施してない
道路照明清掃保守点検業務	実施している (委託)	実施してない	実施してない	実施してない	実施してない
路面清掃業務	実施している (委託：単価契約)	実施してない	実施してない	実施してない	実施してない
路側除草業務	実施している (委託：単価契約)	実施している (委託)	実施している (委託)	実施している (委託)	実施している (委託)
道路賠償責任保険	加入している	加入している	加入している	加入している	加入している

第 28 号議案

公共交通に関する取扱いについて

公共交通に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	39	協定項目名	公共交通に関する取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>公共交通については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 合併時に実施されている路線バス対策については、原則として、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 合併時に運行されているコミュニティバスについては、原則として、新市に引き継ぐ。 また、旧市町での運行及び検討内容を踏まえ、新市として再検討し、合併後速やかに、新市としてのコミュニティバスの運行を図る。</p>			

## 公共交通に関する取扱いについて

## (1) 路線バス対策

(平成15年9月現在)

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
路線バス運行補助	西鉄バス3路線(大善寺線・鳥栖線・綾部線)	甘木観光バス1路線(田主丸中央病院線)	無し	西鉄バス1路線(大善寺線)	西鉄バス1路線(大善寺線)

## (2) コミュニティバス

要調整事項	相違点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
コミュニティバス	H17運行開始に向けて検討中	H16運行開始に向けて検討中	H17運行開始に向けて検討中	H16運行開始に向けて検討中	福祉バスルート拡充検討中

第 2 9 号議案

土地利用に関する取扱いについて

土地利用に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別 紙)

協定項目番号	4 0	協定項目名	土地利用に関する取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、及び用途地域に関する土地利用については、当分の間現行どおりとする。</p> <p>なお、都市計画区域等の見直しにあたっては、新市建設計画や合併後の土地利用動向等の調査を踏まえるものとする。</p> <p>また、その際には、地域審議会等の意見を尊重した対応を行うものとする。</p>			

## 土地利用に関する取扱いについて

## (1) 都市計画区域

## 【都市計画区域の指定】

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を指定する。

根拠法令：都市計画法第5条

要調整事項	相違点				
都市計画区域の指定	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
	市全域指定 124.68 k m <sup>2</sup>	指定なし	町全域指定 20.49 k m <sup>2</sup>	指定なし	町全域指定 16.10 k m <sup>2</sup>

## (2) 区域区分

## 【区域区分の指定】

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。

根拠法令：都市計画法第7条

要調整事項	相違点				
区域区分の指定	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
	有り 市街化区域 36.35 k m <sup>2</sup>	なし	なし	なし	なし

## (3) 用途地域

## 【用途地域の指定】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、良好な都市環境を形成することを目的として、都市計画区域内の土地の用途を定め、建築物の用途及び形態に制限を加えることにより、将来あるべき土地利用の姿の実現化を図る。

根拠法令：都市計画法第8条

要調整事項	相違点				
用途地域の指定	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
	11用途指定	指定なし	3用途指定	指定なし	5用途指定

## 都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。

その目的は、都市での多種多様な市民生活や企業活動の結果生じる土地利用の混乱や利害の対立を調整し、都市全体の土地利用や都市構造に合理的、統一的な方向を与えて、良好な都市環境を備えた機能的な都市を作り出すことにある。

## 区域区分

無秩序な市街化を防止し都市の発展を計画的に誘導するため、昭和43年6月15日(法律第100号)で都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分した制度が創設された。

市街化区域・市街化調整区域の対象

種別	市街化区域	市街化調整区域
意義・目的	公共投資の効率性、人口・産業の動向と土地利用の適切な配分を洞察しつつ優先的かつ積極的に市街化すべき区域	当面市街化を抑制すべき区域
地域地区別	用途地域、その他必要な地域地区を定める	用途地域は原則として定めない
都市施設	道路、公園、下水道を一体的に定める	地域間連絡道路などを除き、原則として定めない
市街地開発事業	積極的に行う	行わない
開発行為	都市計画に適応し、一定の要件を具備する場合に許可する	原則として許可しない
農地転用	届出制	許可制

## 用途地域の種類

用途地域については、久留米市(3,635ha)、北野町(331ha)、三潁町(168ha)について、その用途が定められている。

	名 称	久留米市	北野町	三潁町
住居系	第一種低層住居専用地域			
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
商業系	近隣商業地域			
	商業地域			
工業系	準工業地域			
	工業地域			
	工業専用地域			

第30号議案

学校教育事業・通学区域の取扱いについて

学校教育事業・通学区域の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年10月18日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	43	協定項目名	学校教育事業・通学区域の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>学校教育事業及び通学区域については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 通学区域について 小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行のとおりとする。なお、将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する。</p> <p>(2) 給食事業について 給食事業については、当分の間、各市町の給食運営及び方式を基本とする。また、給食費については、平成17年度より最も有利な田主丸町及び久留米市に統一する。</p> <p>(3) 学校施設について 学校施設については、合併前の各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備基準の策定を行い、市内小・中学校の均衡ある整備を図る。</p>			

## 学校教育事業・通学区域の取扱いについて

## (1) 通学区域について

小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行のとおりとする。なお、将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する。

(平成 15 年 5 月 1 日現在)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
小学校	学校数	27	7	4	5	3	46
	学級数	460	52	40	41	33	626
	児童数	14,105	1,321	1,121	901	917	18,365
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
中学校	学校数	13	1	1	1	1	17
	学級数	198	19	18	13	15	263
	生徒数	6,550	679	647	440	515	8,831
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
養護	学校数	1					1
	学級数	20					20
	生徒数	65					65
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
高校	学校数	2					2
	学級数	40	南筑(16)	(48)	(8)	(29)	40
	生徒数	1,567	久商(17)	(25)	(23)	(27)	1,567
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町	計
合計	学校数	43	8	5	6	4	66
	学級数	718	71	58	54	48	949
	児童数	22,287	2,000	1,768	1,341	1,432	28,828

高校の表中、カッコ内は各町からの通学者数(内数)

(2) 給食事業について

給食事業については、当分の間、各市町の給食運営及び方式を基本とする。また、給食費については、平成17年度より最も有利な田主丸町及び久留米市に統一する。

(平成15年5月1日現在)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	調整方針
小 学 校	運営方式	直営	直営	直営	直営	直営	当分の間、各市町の方式を基本とする。
	給食方式	自校(24校) センター(3校)	センター	自校	自校	自校	
	計画回数	190回/年	195回/年	189回/年	190回/年	190回/年	統一回数で調整する。
	給食費	3,600円/月	3,600円/月	3,650円/月	3,700円/月	3,700円/月	3,600円/月

久留米市の運営及び給食方式は、平成16年度よりセンター方式3校を自校・民間運営方式に切替える。

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	調整方針
中 学 校	実施状況	実施(2校)	実施	実施	民間弁当		当分の間、各市町の方式を基本とする。
		ミルク(11校)	-	-	ミルク	ミルク	
	運営方式	直営	直営	直営	-	-	
	給食方式	センター	センター	自校	-	-	
	給食費	4,100円/月	4,100円/月	4,200円/月	14,000円/年		
(下段ミルク)	38円/回			6,000円/年	6,500円/年	38円/回	

平成15年5月1日現在、城島町では民間弁当を週2回実施している。

なお、城島町の給食費の調整方針は、平成17年度より自校方式になることを前提としたものである。

(3) 学校施設について

学校施設については、合併前の各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備基準の策定を行い、市内小・中学校の均衡ある整備を図る。

(平成15年5月1日現在)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	計
建 設 年 度 別 面 積	~46年度	63,988 m <sup>2</sup> (29%)	7,022 m <sup>2</sup> (22%)	4,112 m <sup>2</sup> (17%)	7,929 m <sup>2</sup> (34%)	3,856 m <sup>2</sup> (17%)	86,907 m <sup>2</sup> (27%)
	47~56	96,926 m <sup>2</sup> (44%)	12,818 m <sup>2</sup> (40%)	10,040 m <sup>2</sup> (40%)	9,484 m <sup>2</sup> (40%)	8,755 m <sup>2</sup> (37%)	138,023 m <sup>2</sup> (42%)
	57~	60,973 m <sup>2</sup> (27%)	12,393 m <sup>2</sup> (38%)	10,565 m <sup>2</sup> (43%)	6,205 m <sup>2</sup> (26%)	10,864 m <sup>2</sup> (46%)	101,000 m <sup>2</sup> (31%)
計		221,887 m <sup>2</sup>	32,233 m <sup>2</sup>	24,717 m <sup>2</sup>	23,618 m <sup>2</sup>	23,475 m <sup>2</sup>	325,930 m <sup>2</sup>

第 3 1 号議案

社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4 4	協定項目名	社会教育事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>社会教育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 生涯学習・社会教育事業について</p> <p>ア 学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整する。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市全体の均衡を考慮し、合併時まで調整する。</p> <p>イ 生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行う。また、公設の公民館は、現行のままとする。なお、料金体系等は、合併後検討を行う。</p> <p>( 2 ) 図書館事業について</p> <p>休館日・貸出の手続き等は合併時に統一する。ただし、開館時間は、各館の状況によっては、独自の運用も可能とする。</p> <p>( 3 ) 文化芸術活動振興事業について</p> <p>文化芸術に係る施策や事業、及び施設の管理運営については、合併時は原則として現行どおりとし、合併後、新市において全体的な統一化を図る。</p> <p>( 4 ) スポーツ振興事業について</p> <p>ア 合併時に体育協会を一本化し、施設の管理運営を統一する。なお料金体系等は、合併後、新市において検討を行う。</p> <p>イ 市民・町民体育大会については、新市のスポーツフェスタを新設する。また既存の競技大会については、地域の意向を尊重し、調整する。</p> <p>( 5 ) 人権・同和事業について</p> <p>人権・同和対策事業、及び人権・同和教育事業は、新市においても、引き続き推進していく。</p> <p>( 6 ) 男女平等政策事業について</p> <p>男女共同参画社会推進事業は、合併後、より制度が充実している久留米市の例により統一する。</p>			

## 社会教育事業の取扱いについて

## (1) 生涯学習・社会教育事業について

ア 学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整する。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市全体の均衡を考慮し、合併時までに調整する。

イ 生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行う。また、公設の公民館は、現行のままとする。なお、料金体系等は、合併後検討を行う。

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
主催 講座 教室 等の 開催	文化事業	えーるピアセミナー	-	-	-	-
	高齢者事業	パソコン教室	老人学級 シルバータウンカレッジ	生き生き大学	ことぶき学級	尚寿大学
	成人事業	ふるさとの歴史入門講座 時事講座 文学講座 初心者のための基本料理講座	パソコン講座	乳幼児学級 パソコン教室 郷土史講座 趣味講座	女性くらしのセミナー 地域家庭教育学級 IT講習会	女性講座 電気教室 IT講習会
	青年事業	くるめ青年講座 青年ボランティア育成講座	-	-	-	-
	青少年事業	よか余暇たのしか塾 親子ふれあい家庭教育教室 少年の翼	少年の船	中学校家庭教育学級	青少年教室 アドベンチャーキャンプ ふるさと城島わんぱく空中飛行 校区家庭教育学級 生きる力を育てる教育推進大会 子育て支援事業	-
国・ 県委 託事 業	高齢者 大学事業	えーるピア大学	耳納大学 (浮羽郡で実施)	七夕大学 (小郡市で実施)	大川三潴高齢者大学 (大川市で実施)	大川三潴高齢者大学 (大川市で実施)
	子育て 全国展開事業	実施	-	実施	-	実施
	地域活動 指導員事業	実施	実施	実施	実施	実施
生涯 学習 社会 教育 施設	施設名	生涯学習センター	公民館 複合文化施設 (H16.4才・プソ予定)	公民館	公民館 総合文化センター	公民館
	利用料金	減免制度なし	社会教育団体は免除	社会教育団体は免除	社会教育団体は免除	社会教育団体は免除

(2) 図書館事業について

休館日・貸出の手続き等は合併時に統一する。ただし、開館時間は、各館の状況によっては、独自の運用も可能とする。

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	
開館時間	10:00～18:00 10:00～20:00 (木・金曜日)	9:00～16:30 10:00～17:00 (日曜日)	9:00～17:00	10:00～18:00	10:00～18:00	
休館日	月曜日 国民の休日 年末年始 館内整理日 (第4木曜日) 特別整理日 (3月上旬)	月曜日 国民の休日 年末年始 なし なし 第3日曜日	月曜日 国民の休日 年末年始 館内整理日 (最終水曜日) 特別整理日 (3月上旬) 8/14～16	月曜日 国民の休日の翌日 年末年始 館内整理日 (第4木曜日) 特別整理日 (6月中旬～下旬)	月曜日 国民の休日 年末年始 館内整理日 (第1木曜日) 特別整理日 (2月頃)	
貸出冊数など	本雑誌	10冊/15日	2冊/7日	5冊/2週間	10冊/15日	10冊/15日
	AV資料	なし	なし	なし	3点/8日	5点/15日

(3) 文化芸術活動振興事業について

文化芸術に係る施策や事業、及び施設の管理運営については、合併時は原則として現行どおりとし、合併後、新市において全体的な統一化を図る。

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
文化事業	青木繁記念大賞公募展 賢順記念全国箏曲祭 丸山豊記念現代詩賞 芸術奨励賞	町民文化祭	フェスティバルIN ようきたの	城島町文化活性化事業 城島町芸術文化創造事業 JO(城)ネットワーク事業 青少年芸術文化交流事業	生涯学習フェスティバル
文化施設	市民会館 石橋文化ホール 石橋文化会館 共同ホール 高牟礼会館 芸能会館	複合文化施設 (H16.4オ-プ)予定)	-	総合文化センター	-
文化関係 連合組織	有無 加入単位	有 個人	有 団体(活動分野)	有 団体(活動分野)	有 団体(活動分野)
文化関係団体への文化施設 使用に係る優遇制度	なし	有 (利用規定・使用料)	有 (利用規定・使用料)	有 (利用規定・使用料)	有 (利用規定・使用料)
文化行政所管窓口	首長部局	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会

(4) スポーツ振興事業について

ア 合併時に体育協会を一本化し、施設の管理運営を統一する。なお料金体系等は、合併後、新市において検討を行う。

イ 市民・町民体育大会については、新市のスポーツフェスタを新設する。また既存の競技大会については、地域の意向を尊重し、調整する。

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
体育協会		財団法人	任意団体			
スポーツ施設	施設数	18	6	5	6	7
	開館時間	9:00～21:00 9:00～17:00	8:00～18:00 8:00～22:00	8:30～22:00	9:00～21:30 9:00～22:00	9:00～21:00 9:00～22:00
	管理委託	体育協会 スポーツセンター公社	利用団体	利用団体	シルバー人材センター	シルバー人材センター、 利用団体
	利用料金(市 町内外格差)	格差無し	町民無料	町民無料	体協加盟団体無料 郡外は割増料金	
市民・町民 体育大会		・久留米リトル その他の競技 大会については、 体育協会や競技 団体主催で多数 開催。	・町民体育大会 ・学童水泳大会 ・町民マラソン大会 ・町民テニス大会	・町民体育祭 ・(分)バレーボール大会 ・(分)バレーボール大会 ・(分)ソフトボール大会 ・職域対抗球技大会 ・(子)駅伝大会 ・(子)スポーツ大会 注；(分)=分館対抗 (子)=子ども会	・町民体育祭 ・町民バレー大会 ・町民水泳大会 ・町民ゴルフ大会 ・町民ソフトボール大会 ・小学校ソフトボール バレーボール大会 ・スポーツフェスタ城島 ・少年剣道大会	・町民運動大会 ・隣組対抗バレーボ ール大会 ・水泳大会 ・大縄跳大会

施設により開館時間が違う場合は、2段標記しています。